

大会への資金寄付と税額控除の具体的説明資料

実質的に2千円の負担で、あなたの税金の一部を知的障がいのある方の全国大会の支援に廻すことが出来ます！

来年の2月14日までの期間限定で受けつけています。

その手順を具体的な例で説明します。この説明は一般的な給与所得者を例に
そのおおよそのイメージをお伝えする目的で作成してありますので、実際の細
かい点では、変化があることを事前に理解下さい！ 但し、2千円程度の小さな御負担で、あなたの年間納税額の20%までの資金援助が出来る点は変わりません！

①お給料明細をみて、1ヶ月分の天引税額を確認、その2倍を目安に

事前に立替えられる範囲で、寄付金額を決める。

給与明細	所得税 15000円、住民税 5000円
------	----------------------

説明：上記の例では、総支給額から、所得税と住民税の合計で、2万円天引されています。これは1ヶ月分の納税額ですので、この例では年間納税額は24万円以上だと推定できます。今回、紹介させて頂いている「スペシャルオリンピックス2016新潟大会を支援する為の寄附」は、税額控除の特例の適用下限額を2千円と定めて運用されるため、寄付可能金額は、2千円以上年間納税額の2割までとなっています。その範囲内の金額で「自分が納めている税金を、知的障害者の冬季全国大会であるスペシャルオリンピックス2016新潟大会の運営資金に使ってもらうことを指定できる」という社会貢献の仕組みになっています。上記の例だと最大で4万8千円を大会資金に廻すことが可能です。寄附はあくまでも障害を持つ人へ理解の上でなされるべきものなので、御自分が一時的に立替られる範囲で、寄附金額を決定して下さい。

この例では、2万円を寄付することを決めたとして、以下の説明を続けます。

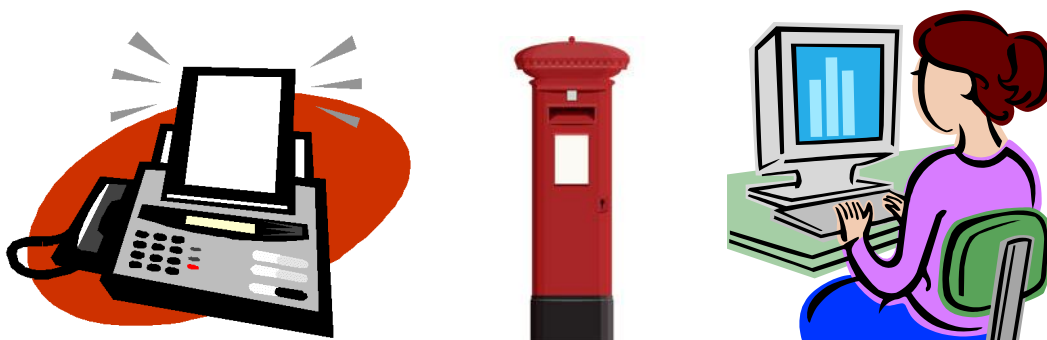
②配布された「ふるさと応援寄附金申込書」に、以下を記入します。

1)申込日、2)寄附金額、3)住所・氏名・連絡先

説明：一時立替が可能な「寄附金額」を決めれば、あとは簡単です。申込日は、記入した日で結構です。住所・氏名・連絡先は、必ず本人個人のものを記入して下さい。ここで記入した住所

に、後日振込用紙が、寄付金額、氏名、納付期限が明記されて届きます。申込用紙は、新潟市・南魚沼市のホームページ、2016新潟大会のホームページからダウンロードできます。
また、新潟市障害福祉課および新潟市各区の総務課の窓口では常時受け取り可能です。
南魚沼市財政課および南魚沼市の各市民センターでも事前に電話でお願いしておけば、出向いて申込用紙を受け取ることができます。

③ 申込書を、FAX、郵送、メール等で送付し、申し込む。



④ 寄付金額、住所が記載された、寄付金納付書が、自宅に届く。

ふるさと応援寄付金納付書：20000円

⑤ 最寄の郵便局へ行き、振り込み、領収証を受け取る。

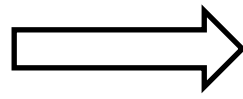


納入通知書 兼 領収証書
20000円

説明：あなたから振り込まれた寄付金は、そのまま100%新潟市・南魚沼市から直接、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本の「2016新潟大会」の口座に納金されます。
この例では、2万円が、大会資金になります。



20000円の寄付

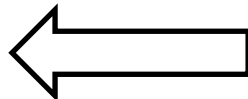


20000円の大会資金

説明：あなたが、振り込みの際に受け取った「納入通知書 兼 領収証」が、税額控除の証書となりますので大切に保管しておきましょう！ 2016新潟大会への寄付は租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定により税額控除されます。この規定があるので、あなたは実質的に2千円の負担で、大きな支援が出来るのです。2千円は1回の寄付ごとの、税額控除特例適用の下限額なので実質2千円の負担になりますが、寄付金額で変わることはありません。この例では2万円の寄付だったので1万8千円が翌年の税の減額という形で、税の負担が軽減されることとなります。ですから、実質的に2千円の負担で大きな支援が出来るのです！



18000円の税額控除



20000円の寄付

⑥寄付金を納付した後で、自宅に、市からお礼状と「ワンストップ特例」

資料が届きます。

お礼状

「ワンストップ特例申請資料」

説明：寄附をして頂いた方へ礼状と「ワンストップ特例申請資料」が郵送で届きます。

確定申告をされていない方は、「ワンストップ特例」書類の記入例を参考に、必要事項を記入して F A X、郵送等で、市に提出すれば、税額控除に関わる手続きは終了です。

確定申告で、医療費控除を申請されている方など、確定申告をされている方は、確定申告時に、上記の領収証を添付して、寄付控除の申請を行えば、税額控除が受けられます。確定申告の際には、寄付先を「公益財団法人スペシャルオリンピックス日本」と明記して下さい。 2016新潟大会

への寄付は租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定により税額控除されます。

⑦どのように「税の控除」や「税の還付」が、されるのか？の説明

説明：あなたに控除された税金が還付される方法と時期は、以下の通りです。

①確定申告をされる方で今年の12月末までに寄付をされた方は、来年の確定申告の受付が開始される平成28年3月15日以降に所得税額から還付されます。28年1月1日～2月14日までに寄付をされた方は、平成29年3月15日以降に28年度分の所得税から還付されます。この制度は、2年間にわたって税控除が受けられますので、是非とも制度をフルに活用して、平成27年12月末までに1回、平成28年1月1日～2月14日までに、もう一度寄付をされることをお勧めします。

②確定申告をしないで「ワンストップ特例」の申請をされた方は、寄付をした翌年度分の住民税額から還付されます。平成27年12月末までの寄付分は、平成28年度分の住民税額からの還付、平成28年1月1日～2月14日までの寄付分は、平成29年度分の住民税からの還付となります。この制度は、2年間にわたって税控除が受けられますので、是非とも制度をフルに活用して、平成27年12月末までに1回、平成28年1月1日～2月14日までに、もう一度寄付をされることをお勧めします。

⑧新潟市・南魚沼市以外にお住まいの方の税控除は、どうやって出来る

のかについての説明

説明：新潟市・南魚沼市以外の住所の方への税控除は、寄付金受領書の情報が、税務署経由で自動的に寄付された方の住所の市区町村へ伝達され控除される仕組みになっています。

ご安心下さい。

以上です。 何卒よろしくお願い申し上げます。

